

神奈川県監査委員公表第1号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和5年1月25日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 吉川知恵子
同 中家華江
同 堀江則之
同 小島健一

1 措置の対象となった監査の結果

令和3年12月10日（神奈川県公報号外第74号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち環境農政局分1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

環境農政局

本庁機関で認められた要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
農政部水産課	令和3年8月17日（令和3年6月29日職員調査）	（要改善事項） 沿岸漁業改善資金助成法に基づき実施している沿岸漁業改善資金貸付事業について、各年度の貸付原資が当該年度の貸付実績を大きく上回る状況が続いており、多額の貸付原資が神奈川県沿岸漁業改善資金会計に沿岸漁業改善資金として保有され、活用されないまま滞留している状況であった。 （以下令和3年12月10日（神奈川県公報号外第74号）神奈川県監査委員公表第20号中、第7監査の結果3(1)オのとおり）	要改善事項については、令和4年度以降の貸付予算額を需要に見合った予算規模に見直した上で、今後貸付事業に影響を与えない金額について返納を実施し、沿岸漁業改善資金会計に沿岸漁業改善資金として保有している貸付原資について、令和4年7月1日に国へ10,000,000円の自主納付を行うとともに、同月8日に一般会計へ5,000,000円の繰出しを行い、資金規模の適正化を図った。 今後については、毎年度の当該貸付原資の繰越率を基準に自主納付等を検討することとし、併せて、貸付対象となる事業者には資金制度の周知を行い、資金需要の掘り起こしに努めることとした。